

# 公益財団法人日本健康・栄養食品協会

## 平成 28 年度臨時理事会議事録要旨

1. 開会場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3階 会議室
2. 開催日時 平成 28 年 6 月 23 日（木）15 時 30 分～16 時 30 分
3. 理事現在数及び定足数  
現在数 24 名、定足数 12 名
4. 出席理事数 15 名  
（出席）天ヶ瀬晴信、板波英一郎、大野泰雄、生越直仁、鈴木信二、下田智久、  
武中大輔、田中 汎、中村 靖、橋本雅男、平野宏一、宮崎修一、  
山口喜久二、山本 徹、吉田武美  
（欠席）阿南久、石原健夫、臼杵孝一、駒村純一、清水誠、鈴木康夫、森 伸  
夫、矢頭 徹、山田英生  
（出席監事）松田紘一郎  
（出席評議員）成松義文
5. 議 案  
決議事項  
第 1 号議案 会長の選任について  
第 2 号議案 代表理事の選定について  
第 3 号議案 業務執行理事及び副理事長の選定について  
その他  
業務執行状況報告  
機能性表示食品制度について
6. 議事の経過及びその結果
  - (1) 定足数の確認等  
冒頭で事務局長から定時評議員会で新理事が選任されたこと、及び理事の任期等について説明し、続いて定足数充足の確認があった。
  - (2) 議案の審議状況及び議決結果等  
新理事長が選任されるまで下田理事が仮議長となることが承認され、事務局長から新理事を紹介し審議に入った。  
（決議事項）  
第 1 号議案 会長の選任について  
下田理事より、山東昭子氏に引き続き会長をお願いしたいとの発言があり審議の結果、山東昭子氏を会長とすることを出席理事全員一致で可決した。

## 第2号議案 代表理事の選定について

事務局長より、代表理事の選定に関する規定等について説明があった。

審議の結果、下田智久理事を代表理事とすることを出席理事全員一致で可決した。

## 第3号議案 業務執行理事及び副理事長の選定について

まず、事務局長より、業務執行理事及び副理事長の選定に関する規定等について説明があった。

続いて、理事長より、平成26年6月時点では業務執行理事は4名であったが1名が退任し、現在3名であること。昨日(6月22日)開催の評議員会から理事会に対して3点の要望が出され、その中の1点で、現在3名の業務執行理事を体制強化のため定款の定める範囲(6名以内)での増員を凶ってもらいたいとの要望があったことが説明された。そのことを踏まえ、現在の3名体制から2名増員し5名体制にし、5名の業務執行理事の推薦をさせてもらいたいということを諮ったところ、出席理事全員から賛同を得られ、審議の結果これまでの山口喜久二理事、鈴木信二理事、山本徹理事に加えて、中村靖理事、平野宏一理事の5名を業務執行理事に選定することを出席理事全員一致で可決した。

引続き、山口喜久二理事、鈴木信二理事を副理事長に選定することを諮ったところ、審議の結果、出席理事全員一致で可決した。

さらに、理事長より評議員会から理事会に対して出された要望の残りの2点のうち1点の現在の理事及び評議員の推薦基準、また、関係団体の推薦基準についての精査及び、年齢以外の再任の基準を加えることなどの見直しをしてもらいたいこと、最後の1点で、体制強化のために、今後代表理事以外の常勤理事の配置も検討してもらいたいことを各理事に諮ったところ次の意見があった。

(意見内容)

副理事長： 協会を取りまく環境が変化しているので、理事及び評議員の推薦基準については、評議員会の要望を受け止めて、業務執行理事会できちんと素案を検討すべきである。また、代表理事以外の常勤理事の配置についても、今すぐ実現するのは難しいかもしれないが、今後検討していくべきであるということを提案する。

副理事長の意見を受け、理事長は評議員会の要望を真摯に受け止め、業務執行理事会で意見を取りまとめて理事会に諮っていくようにしたいがどうかということ各理事に諮ったところ、出席理事全員の賛同を得られ、今後、業務執行理事会で議論していくこととした。

## 業務執行状況報告

### ・機能性表示食品制度について

理事長より、平成 27 年度から創設された機能性表示食品制度について、制度開始に合わせて当協会が届出支援としてSRや相談業務を行ってきたこと。さらに会員企業各社に参加してもらいガイドライン研究会や表示広告研究会を発足させ精力的な活動等を行っていることの現状報告があり、続いて機能性食品部課長より資料に基づき「機能性表示食品制度について」の説明があった。

説明の後、議長が意見を求めたところ、次の質問があった。

(質疑内容)

副理事長： 資料P11の「表示しようとする機能性に係る作用機序が考察されていること」についてだが、通常はin vitroがあつて次にin vivoがあつて次にヒト試験に行くのだが、この場合は直ぐにヒト試験に行くのか。

機能性食品部課長： これに関しては、報告されている論文を基に考察しろということ、

in vitro 又は in vivo で考察してもいいし、ものによっては臨床試験とともに作用機序のようなものを検討しているものもある。そういうものを認めるということだ。制度がどれくらい安全かというものが無いと倫理委員会を通らないと思う。通常であれば in vitro 次に in vivo があつて人試験という流れになっているが、ガイドライン上は in vitro 又は in vivo で考察してもいいし、臨床試験により考察してもいいということになっている。

業務執行理事： 資料P15の「2015年度機能性食品の届出状況」のところで、生鮮食品の届出が少ないがどのようなものがあるのか。

機能性食品部課長： 三ヶ日ミカンとモヤシになる。限りなく生鮮食品に近いもので通っているものはお茶のベニフウキ等だが、そのものが生鮮食品というものは少ない。少しでも手を加えると加工食品になってしまうので、純粹に生鮮食品となると野菜とか魚等に表示が出来るようになって増えて行くと思う。なかなか増えないのは、機能性関与成分で下限値を保証して、品質のコントロールをしなければいけない点がネックになっていると思われる。

副理事長： 資料P15の「食事摂取基準が定められている成分（栄養成分）の取扱い」の消費者検討会の議論の流れはどのようなものか。

機能性食品部課長： 一番言われているのは、過剰摂取の問題だ。ビタミン、ミネラルについては栄養機能食品という別の制度が動いているということと医薬品とかぶってしまい、境がクリアになっていないところが

問題だ。安全性をいかにして確保するかということだが、機能性表示食品制度以外のところに話が及んでしまうところがあって、そこを今後うまく持っていけるかがポイントになっている。機能性関与成分が不明確なものの取扱いについては、何をもって不明確かという問題があり現実問題として今は具体例が上がって来ていない。議論がずれているところがある。

質疑応答終了後、業務執行理事に就任した 5 名の方々の挨拶があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16 時 30 分、議長は閉会を宣言し、解散した。